

公共事業再評価調書（再々評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要  (整備目的)	事業名：南部東道路(南風原知念線道路改築事業)		前再評価年度：平成22年度	
	事業種別：主要地方道改築事業	事業主体：沖縄県	(H18～H30)	
	事業箇所：南風原町、南城市	根拠法令：道路法	事業期間：H18～H33	
	総事業費(百万円)：(18,570) 18,570	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=8.3km・W=8.5m (L=8.3km・W=8.5m(2/4車線))	
南部東道路は、南風原町内の那覇空港自動車道から南城市の大里、玉城を經由して、佐敷に至る延長約12kmの地域高規格道路である。本路線は、沖縄県広域道路整備基本計画に位置づけられ、(ハンゴ道路ネットワークとして)沖縄自動車道や那覇空港自動車道等、本県の縦軸を形成する高規格幹線道路等に対し、それらの機能を補完する横軸を形成する道路である。今回の事業区間は、当路線延長12kmのうち南風原南ICからつきしろICまでの延長8.3km区間である。 那覇空港や高度医療機関までの時間短縮を図るとともに、定時・定速を確保し、那覇市までの30分圏の確立を図り、通勤通学や経済活動等の利便性向上や、地域住民に都市的サービスを提供する道路である。				
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間の延伸については、橋梁の詳細設計に時間を要したためであるが、地滑り地形箇所へ建設される橋梁の設計においては、その難しさから詳細な土質調査や委員会形式での検討を行ったためである。			
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他( )			
3 再評価に至った主な要因  (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他( ) 当初計画期間が13年あり、5年ごとに行われる再評価時期を10年目として迎えたことから再評価を実施するものである。			
4 事業の進捗状況  (H27.3月時点)	項目	事業費(百万円)	整備済み(km)	用地取得(千㎡)
	計画	18,570	0.00	284.2
	実施済	2,890	0.00	40.4
	率	16%	0%	14%
4-2 前再評価以降の主な進捗	平成23年度に事業着手、平成23年度に都市計画決定、平成26年度都市計画事業認可、平成27年度に起工式典			
5 事業効果の評価指標  (検討年 50年) (基準年 H27)  (単位:百万円)	① 走行時間短縮	208,464	① 事業費	17,300
	② 走行経費低減	29,652	② 維持管理費	1,150
	③ 交通事故減少	10,739		
	総便益	248,855	総費用	18,450
	基準年換算(B)	87,607	基準年換算(C)	15,613
	費用便益比 (B/C) = 87,607 / 15,613 = 5.61			
6 事業を巡る状況の変化  (前再評価以降)	① 社会・経済： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユインチホテル南城(南城市)が医療観光の拠点として整備を計画している。同敷地内に別館やリハビリテーション施設、診療所を新設し、2017(平成29)年4月に開業する予定。</li> <li>・南城市役所の新庁舎がユインチホテル南城前に2017年度完成予定である。</li> <li>・2013(平成25)年11月に、南城市地域物産館が南城市知念にオープンした。</li> </ul> ② 地元・自治体： <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年6月に南城市議長から早期整備要望への要請決議がある。</li> <li>・平成26年10月に南城市長から早期整備要望への要請がある。</li> </ul> ③ 利害関係者： 一部に単価や条件に不満はあるものの概ね事業に理解を示している。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 地形的制限等による幹線道路網の整備の遅れから、交通の便の悪い島尻東地域において、産業振興、観光振興、安心あるくらしの確保をするため、早期に整備する必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 平成18年度～平成22年度までの5箇年間に本格実施のための着工準備として、予備設計等を行っており、その中で地域高規格道路としての規格要件の緩和などにより、立体交差箇所を平面交差にするなど、コスト縮減を図っている。 ③ 事業効果の発現状況： 工事着手したばかりであるため、事業効果は発現されていない。			
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等： 用地取得を速やかに完了させ、予定の事業期間での完了を目指す。 ② 対住民関係： 引き続き用地交渉を重ね速やかな用地取得を目指す。 ③ 執行体制等： 南部土木事務所から独立した建設事務所を立ち上げ、体制強化に取り組む。建設事務所が出来れば、当事業の専属での事業執行(工事契約等)が可能となり、事務手続きの迅速化が図られ、現場との距離も近くなることで、移動時間も短縮される。			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			
10 その他  (前再評価での主な意見等)	・特に個別公共事業に関する事業評価に対しての意見なし。			

\* 1事業概要の上段( )は前再評価時点の計画